

大阪市告示第452号

次の施設について、大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号。以下「条例」という。）第6条第3項に基づき、次のとおり利用料金の額の変更を承認したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和7年3月28日

大阪市長 横山英幸

1 大阪市立駐車場の利用料金

自動二輪車を除く自動車の一時駐車料金

区分	時間帯	一時駐車料金の額		
		受付時間内	受付時間外	上限料金
長居公園 地下駐車場	午前7時～ 午後11時まで	駐車時間60分までごとに350円（日曜日、土曜日及び休日にあつては、駐車時間30分までごとに300円） 令和7年4月2日（水曜日）、5月17日（土曜日）、18日（日曜日）にあつては、駐車時間30分までごとに300円	—	1日あたり1,000円（日曜日、土曜日及び休日にあつては2,000円） 令和7年4月2日（水曜日）にあつては、2,000円、5月17日（土曜日）、18日（日曜日）にあつては、
	午後11時～ 翌日午前7時まで	—	駐車時間60分までごとに350円（日曜日、土曜日及び休日にあつては、駐	4,000円

			車時間30分までごとに300円)令和7年4月2日(水曜日)、5月17日(土曜日)、18日(日曜日)にあつては、駐車時間30分までごとに300円
--	--	--	---

1日当たりの上限額の設定がある駐車場については、2日以上にわたる駐車に係る入庫の日及び出庫の日の一時駐車料金の額のいずれもが当該上限額に達しない場合の当該入庫の日及び出庫の日に係る一時駐車料金の額は、一時駐車料金の単価が同額である時間帯の駐車時間を合算して、この表(1日当たりの上限額に係る部分を除く。)の規定により算出する。

備考

- 1 この表において、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 この表において、「自動二輪車」とは、条例第5条第1項に規定する自動車のうち、二輪のものをいう。ただし、側車付のものは除く。

2 実施年月日 令和7年4月2日から

(建設局道路河川部調整課)